

## 贈与の「誤解」と「注意点」

贈与について、未だによくあるご質問に

「贈与する日付や金額は毎年変えた方が良いのか？」

「少し贈与税を払って毎年申告した方が良いのか？」

といったものがありますが、答えはすべて“NO”です。

このような根拠のあいまいな“都市伝説”的なものが未だ散見散聞されますので、今号においては、贈与に関する「誤解」と「基本的な注意点」を解説いたします。

### I. 贈与に関する各種「誤解」についての解説

#### 1. 「贈与する時期や金額は毎年変えた方がよいのか？」

この誤解は毎年、同じ金額や同じ日付で贈与を行うと、その合計額を贈与したものと看做して課税される『連年贈』扱いになるという“都市伝説”に基づいています。

このような誤解が生じるのは、国税庁がホームページにて紹介している下記の「Q&A」が原因と言われております。

##### 【Q1】

親から毎年100万円ずつ10年間にわたって贈与を受けると、各年の受増額が110万円基礎控除額以下ですので、贈与税がかからないことになりませんか？

##### 【A1】

※①毎年贈与契約を結び、それに基づき贈与が行われ、各年の受増額が110万円以下の基礎控除額以下である場合には贈与税がかかりません。但し、※②毎年100万円ずつ10年間にわたって贈与を受けることが、贈与者との間で契約(約束)されている場合には、契約した年に定期金に関する権利(10年間にわたり100万円ずつの給付を受ける権利)の贈与を受けたものとして贈与税がかかります。

いかがでしょうか？確かに一見誤解を生む余地がありそうに見えますが、冷静に読み解けばポイントは明確です。

“毎年それぞれ個別の贈与契約があり(※①)、当初から1,000万円を10年に分けて贈与する契約でなければ(※②)、“連年贈与”とは看做されません。よって、「1000万円を10年で分割して贈与する」という「契約書」がない限り、税務当局が『連年贈与』として立証するのは不可能です。

ですので、毎年、贈与の時期や金額を変えなくても問題はないとご理解ください。但し、個別の“贈与契約書”は毎年きちんと作成して下さい。

#### 2. 「贈与額は税金がかかるよう意図的に110万円以上に設定し、申告をすれば問題ないのか？」

結論から申し上げますと、

“贈与税の申告をした事実＝贈与の成立”とはなりません。

実際過去の裁決において、下記のようなポイントが示され、贈与税の申告がされていても、その贈与がなかったものと判断されている事例が存在します。

- ① 贈与税の申告、納税は贈与成立を立証するための1つの証拠に過ぎない
- ② 贈与が本当にあったかどうかは具体的な事実を総合勘案して判断する

「贈与税の申告さえしていれば問題ない」という考え方はリスクを伴いますし、また逆に、必ずしも無理に贈与税を払う必要はない、とご理解下さい。

#### 3. 「未成年者に対する贈与は成立しないか？」

ここで、贈与成立の大前提をご説明いたします。

民法において贈与は「当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示をし、相手方が受託をすることによって、その効力を生ずる。」と定められています。すなわち“贈与者の意思表示と受贈者の承諾の両方が成立して初めて法的に成立します。”

未成年者の場合、その“受贈者の承諾”がはっきりしないため贈与は成立しないと思われがちですが、民法上、受贈者の“年齢制限”は設けられていません。

また過去の裁決において、以下のような判断基準も示されています。

- ① 未成年者への贈与の場合、親権者が同意すれば贈与契約は成立する
- ② その場合、未成年の子が贈与の事実を知っていたかどうかは問わない

0歳の赤ちゃんであろうが、小学生であろうが、贈与を成立させることができる点をご理解下さい。ただ、その場合、贈与契約書には必ず“親権者が署名する”ようお忘れなく。

### II. 税務署に贈与を否認されないための注意点

当事者が贈与をしたつもりでも“適法に贈与が成立していなければ”税務署に否認されてしまいます。そうならないよう以下の点にご注意ください。

#### 【1】とにかく“贈与契約書”を作成すること

上述したように“贈与者と受贈者の両方の意思を成立させること”が、法的に贈与という行為を成立させるために重要となります。書面がなくても贈与は成立しますが、その意思表示を形にした最たるものが“贈与契約書”ですので、必ず作成するようにして下さい。また意思表示の証明力を強固にするためにも、“記名”でなくお互いの“署名”で作成するようにして下さい。

#### 【2】金銭の贈与については必ず振り込みで実行し、通帳上で履歴が残るようにすること

万が一、振り込みを行わず、現金で贈与する場合には、必ず公証役場で「確定日付」を取得するようにして下さい。

#### 【3】贈与後の通帳や印鑑の管理は受贈者が行うこと

贈与後の預金は受贈者のものなので、受贈者本人が預金を管理し、常に自由に使えるような状況になっているかが重要です。受贈者が未成年の場合、親権者の親が管理することに問題はありませぬ。ですが、「子供に渡すと無駄遣いするから」と親が管理し続けていると、税務調査で問題となるリスクをはらむで、物心のついた年齢になれば、思い切っって子供に管理を任せたいようにしましょう。